

## 役員等の報酬等及び費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人越前市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第19条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事及び監事並びに部会・委員会の委員をいう。
- (2) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 センターは、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員等の報酬は理事会出席等、必要に都度、定額を支払うことができる。

- (1) 理事会又は部会・委員会等 1回に付 2,000円
- (2) 監査の執行 1回に付 2,000円
- (3) 前2号に定めるもののほか、役員等がセンターの業務上特に必要と認められたとき 1回に付 2,000円

3 役員等には役員賞与及び退職手当は支給しない。

### (費用の支給)

第4条 役員等の県外（管外、近接地以外）職務（研修等）に係る費用の額は「旅費規程に定める額」とする。

### (報酬等の支給日)

第5条 役員等の報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月末日に支払う。

### (報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は現金で支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。